

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構  
令和元年度 第2回理事会議事録

1. 開催日時 令和元年10月9日(水) 10:30~12:10
2. 開催場所 TKP 虎ノ門駅前カンファレンスセンター1階  
ミーティングルーム1A  
東京都港区虎ノ門1-4-3 NT 虎ノ門ビル
3. 出席者  
(理事) 菅野 純、田辺 功、俵木 登美子、藤垣 哲彦、堀内 龍也、  
望月 正隆、安原 真人、山田 勝士、山本 信夫、吉田 武美  
(監事) 齊藤 勲、三輪 亮寿  
(事務局) 清水 亨事務局長、鈴木 春美
4. 議案  
・第1号議案 一般社団法人くすりと糖尿病学会に係る認定制度の認証に関する件  
・第2号議案 ビジョン委員会(仮称)の設置に関する件
5. 事前配付資料  
(1) 第1号議案 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度に関わる「認定制度の認証に関わる審査資料、評価委員による評価結果総括報告書」他  
(2) 第2号議案 ビジョン委員会開催要綱(案)
6. 当日配布資料  
(1) 令和元年度第2回理事会開催次第  
(2) 役員名簿
7. 議事概要  
清水事務局長が開会を告げ、本日の出席者について報告を行った。理事総数12名中10名の出席で、定款第30条に基づく過半数に達しており、理事会は成立していることを告げた。本日は齊藤監事、三輪監事が出席であることを報告した。  
理事会開会にあたって、吉田代表理事が出席への謝意を述べ、今回は去る9月4日開催の臨時社員総会において選任された新理事による最初の理事会となることを述べ、令和元年度第4回書面理事会による表決の結果、去る9月4日に吉田理事が代表理事に再選されたことを報告した。また、平成30年12月14日開

催の平成30年度第3回理事会において本法人の15周年記念誌刊行等の記念事業を実施するために委員会を設置することが承認されているが、設置の提案はこれから行いたいと述べた。次いで、俵木登美子新理事から就任にあたっての挨拶があった。

清水事務局長が当日及び事前配付資料の確認を行なった後、理事会規程第5条第3項に従い吉田代表理事が議長となり、議事次第に従って議事を進めた。

#### 《審議事項》

(1) 一般社団法人くすりと糖尿病学会に係る認定制度の認証に関する件

議案の審議に先立ち、議長より山田理事に引き続き認証担当理事をお務め頂きたいとの提案があり、全員異議なく承認された。

また、本議案は、令和元年度第1回理事会において審議保留とされた議案の再提案であることを述べ、次いで、本議案について山田認証担当理事に説明を求めた。

山田認証担当理事から、事前配布資料の評価結果総括報告書（修正版）、特定領域認定制度認証申請書（修正版）及び「本会の糖尿病薬物療法認定薬剤師制度の特定領域認定制度審査への再提出」と題する申請者提出書面の確認があった。次いで、総括報告書を基に本議案の審議経過を簡潔に説明された。本議案は令和元年度第1回理事会において審議され、申請書から准認定薬剤師の記述を削除すること、准認定薬剤師の名称を誤解される恐れのないものに変更することなど、申請書及び添付資料の構成・記載内容に関して検討を行うことを求め審議保留とされた。その後、申請者から准認定薬剤師関連項目を削除した修正申請書が提出され、評価委員に再評価を付託したこと、評価結果総括報告書を改訂し申請書の修正内容について肯定的評価を行ったことなどが説明され、理事会に提出する議案として整理するまでに時間を要したことが述べられた。総合評価としては本制度を承認したいことが提案された。

議長より本議案に対して意見を求めたところ、一般社団法人日本糖尿病療養指導士認定機構が認定する日本糖尿病療養指導士（CDEJ）がすでに機能している状況で、申請に係る糖尿病薬物療法認定薬剤師制度が必要である理由を整理し、また、申請者には本認定制度の運用に関する留意事項を通知するべきであるとの意見が出され以下のような質疑応答がなされた。

- CDEJの制度があり、保険薬局薬剤師は資格が取れないとあるが、実際に医療施設の前の保険薬局薬剤師もCDEJを取得して、活動しており、その他、医療施設以外の勤務者も取得している。

- 糖尿病薬物療法認定薬剤師制度に反対ではないが、新たにこの制度を立ち上げる理由がCDEJは薬剤師からみて好ましくないということであれば、反対である。しかし、薬局薬剤師が取得するための受験資格を得るのがかなり困難であるためにCDEJになれないのでという理由であれば分かる。

以上の質疑に対して、山田認証担当理事から次のような回答があった。

回答：CDEJは糖尿病治療にあたる医師あるいはその専門医がいる病院等の施設にいる薬剤師は取れるが、そうでない保険薬局薬剤師は受験資格（詳細に説明）を有しないことからCDEJを取得できない。日本糖尿病療養指導士認定機構には改善を要請しているが受け入れられていないとのことである。議案の制度は薬局薬剤師が取得可能となる。

本回答に対して以下のような意見があった。

- CDEJの資格は、過去10年以内に医療施設に2年以上継続して所属していることになっている。また、その2年間に当該施設で携わった糖尿病療養指導の自験例が10例以上あることされている。議案の制度はそれを条件化していないということであれば承認できる。
- CDEJの取得のための受験資格が厳しいとされている。糖尿病患者は保険薬局にも見えるし、患者の薬物療法等の指導が出来る薬剤師は必要であり、CDEJとは違う形で薬剤師を養成しているところもある。

また、以下のような意見があった。

- CDEJの認定制度は薬剤師にとって非常に良いシステムであると考え。内科の先生たちが指導してくれるし、資格を取得した薬剤師も多い。糖尿病について網羅された指導であるので、キチンとやっていたら病院の薬剤師として専門性を持ってやっていたらいい。CDEJはまさに多職種連携の中で育てられている。地域医療では、糖尿病のみならず他の疾病についても地域医療ネットワークを構築して多職種が連携して取り組むことを行政も求めており、その方向で行って欲しい。
- 学会や職能団体もいろんな専門性の認定制度を設けている。薬剤師の立場としては、本議案にある糖尿病薬物療法認定薬剤師として専門性を明確にしたいということであろう。
- 日本糖尿病学会とは、距離を置くのか交流を深めるのかに関して考慮する必要がある。学会間で良好な関係であることが必要である。
- 両学会の関係がマイナスになることはないと思う。
- 医師、看護師との連携は大事であり、薬剤師だけで認定するのは、妥当で

はない。糖尿病治療は、薬物療法だけで済むわけではなく、薬剤師だけでやれるわけでもない。糖尿病学会と離れるのではなく、コミュニケーションを大事にして、望ましい関係を維持して欲しい。

- CDEJは、看護師や薬剤師も取得できるが、看護師が薬剤師と同じように薬物療法を指導することは出来ないので、薬物療法に関して専門性の高い知識を持った人材を認定する制度があってもいいと思う。ただ、薬物療法だけで糖尿病の治療が出来るわけではないので、アドバンスト編技能研修において、運動療法や食事療法、糖尿病専門医等による研修指導なども行うことが望ましく、薬物療法だけでなく、周辺知識に関しても高い能力を確立していく必要がある。
- 三輪監事より、第2の議案との関連であるが、先制医療の話題をあげる。先制医療は、病気の発症前に介入することによって、生活習慣病、がんや今回の議案の糖尿病も含まれる。そこに薬剤師がどうコミットするかである。先制医療は、医療法や医師法も関係しないが、ただ保険診療がどう配慮されるかは不明ではある。先制医療を開局薬剤師が健康サポート薬局・薬剤師としての機能として捉えると良い。健康サポート薬局は、OTC提供も求められている。もし公的病院の統廃合が進められるとすると、急性期医療の病床は激減するし、大幅に変化する。開局薬剤師の立場で先制医療を進めたら、人生100年も目指せるし、糖尿病治療における薬剤師の貢献は大きなものとなる。そうした視点を考えれば、先制医療が進展し始めたら、その時の状況での薬剤師の立場としては、本議案の件そのものは現時点での妥当な対応をしながら、今後は、健康サポートをリードする職種になっていけるのではないか。
- 総活報告書の肯定的評価に、広報は十分に行われており、会員以外に門戸を開かれていることが評価できるとされているが、申請資料によれば受験資格は会員のみとなっている。修正が必要ではないか。  
さらに、日本くすりと糖尿病学会准認定薬剤師制度を認証申請の内容から外して参考資料としてあるが、「准認定」という名称が認証対象の「認定」と紛らわしいので第1回理事会でその点が問題となったのではないのか。名称を変更しなくていいか。

山田認証担当理事からの次のような回答があった。

- 回答： 受験資格が会員のみとの記載については、確認する。本年度第1回理事会において報告した通り、申請者が独自に認定してきた准認定薬剤師の名称は、そのままでは好ましくないが直ちになくすことは難しいので、今回准認定薬剤師は申請書から除外し、将来的にはその名称は廃止することを条件と

している。

本件に関する質疑応答を踏まえて、議長より本議案について、申請に係る認定制度を認証し、申請者に以下の留意点を通知し対応を求めることとして諮ったところ、全員異議なく承認された。

- ① 糖尿病薬物療法認定薬剤師を認定するにあたって、食事療法や運動療法についての知識と実践も十分深めることができるようにすること。
- ② アドバンスト編技能研修においては、糖尿病に係る医師や専門医の指導も受け、単に薬剤師のみによる研修に陥らないように努めること。
- ③ 糖尿病関連学会との連携を引き続き保つこととし、多職種連携に務めること。
- ④ 参考資料として一般社団法人日本糖尿病学会准認定薬剤師制度規程等の提出があったが、「糖尿病薬物療法准認定薬剤師」の名称は、本法人の認証を受けた制度「糖尿病薬物療法認定薬剤師」と誤認される恐れもある。今後、「糖尿病薬物療法准認定薬剤師」の名称は誤認されることがないように改称を進めること。

## (2) 第2議案 ビジョン委員会（仮称）の設置に関する件

本議案に関して、議長より、配布のビジョン委員会開催要綱（案）をもとに、設立の目的、検討事項、構成員等に関する説明があった。構成員のうち外部委員として参加を要請する橋田 充氏と望月 眞弓氏には内諾を得ていることが報告された。

本説明に対し、構成員にこれまで認証を担当されてきた山田理事を加えること、また代表理事が諮問する委員会なので、吉田代表理事は削除することとされた。

議長より、本議案について諮ったところ、全員異議なく承認された。

## (3) その他

清水事務局長より、12月13日（金）10時半から第3回理事会を、「新橋ビジネスフォーラム」を会場として開催予定であること及び同日午後2時から認定制度委員連絡会も同会場で開催予定であることを告げた。

## 9. 閉会

以上の議事を終え、12時10分に閉会した。

上記の決議を明確にするため、定款第 31 条第 2 項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

令和元年 10 月 9 日

代表理事     吉田 武美 印

監     事     三輪 亮寿 印

監     事     齊藤 勲 印